

船舶事故調査報告書

平成27年12月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成27年5月8日 20時10分ごろ
発生場所	和歌山県新宮市新宮港 新宮港北防波堤南灯台から真方位359° 200m付近 （概位 北緯33° 40.3′ 東経135° 59.2′）
事故の概要	砂利石材運搬船第十共栄丸は、新宮港を出航中、北防波堤に衝突した。 第十共栄丸は、球状船首部に圧壊等を生じ、また、北防波堤は、コンクリート部に凹損を生じた。
事故調査の経過	平成27年8月10日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	砂利石材運搬船 第十共栄丸、497トン 136471、櫻田石材株式会社（船舶所有者）、明港汽船株式会社（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 球状船首部が圧壊、フォアピークタンクに浸水 防波堤 コンクリート部に凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2 海象：波高 約0.5m
事故の経過	船長は、単独で操船に当たり、針路を新宮港灯浮標に向け、手動操舵から自動操舵に切り替えたのち、後ろを向いて海図を見ていて、ふと船首方を見て新宮港北防波堤南灯台の灯光を認め、機関を中立とし、次いで後進にかけたものの、北防波堤に衝突した。 船長は、本事故直後、舵が2°～3°左に取られていること及び操舵装置が自動に切り替わっておらず、手動であったことを認めた。
分析	本船は、船長が、後ろを向いて海図を見ており、見張りを行っていなかったことから、本船が北防波堤に向けて左転していることに気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、船長が見張りを行っていなかったため、本船が北防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・操舵の切替えは、確実に行うこと。 ・港内を航行中は、見張りに専念すること。